

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

監 査 公 表

静岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第9項の規定により、これを公表する。

平成20年12月25日

静岡市監査委員	海 野 洋
同	戸 谷 雄 一
同	田 形 清 信
同	片 平 博 文

記

監査の種別	定期監査
監査の対象	経営企画局経営企画部、財政局財政部及び税務部、生活文化局市民生活部及び文化スポーツ部、環境局環境創造部及び廃棄物対策部、保健福祉子ども局福祉部、建設局土木部、上下水道局水道部及び下水道部、教育委員会事務局教育部 以上の部局から抽出した課
監査の方法	・予備監査（監査委員事務局職員による関係書類等の監査） ・本 監 査（監査委員による説明聴取、質疑）
監査の範囲	平成19年度及び平成20年度（4月1日から9月30日まで）における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が適正かつ的確に行われているかについて対象課の事務を抽出して監査した。
監査の期間	平成20年10月17日から平成20年11月27日まで
監査の結果	対象とした各課の事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部改善・検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。また、監査対象課が既に措置を講じたものに

については「措置済事項」として記載した。

なお、各部局の監査の結果については、後述のとおりである。

(注) 報告書は、次の扱いにより記載してある。

- (1) 金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨ててある。
- (2) 歳入予算に係る名称は、原則として節名で記載してある。

経営企画局 経営企画部

1 監査対象課

経営企画課、分権推進課

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、土地開発基金運用収入の収入事務1件、東アジアニーズ調査業務委託、静岡市ローカル・マニフェスト活用調査・研修業務委託、「Voice of しずおか市民討議会」関係経費、市民自治推進審議会委員報酬等の支出事務9件のほか時間外勤務処理事務及び備品管理事務について抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、措置を要する事項として指摘し、監査対象課が既に措置を講じた事項は次のとおりである。

<措置済事項>

(1) 時間外勤務処理事務について（分権推進課）

5月31日及び6月8日の出張において、公務により旅行中の職員であっても週休日勤務等で一定の条件が整う勤務に従事した場合には、時間外勤務手当を支給することとなるが、時間外勤務事務処理がなされていなかったため、適正に執行されたい。

【所管課が措置を講じた事項】

指摘に基づき、当該出張時の時間外勤務処理事務を見直し、時間外勤務手当の追給を行った。

3 業務改善実施事項

(1) 静岡市土地開発公社の経営健全化について（経営企画課）

静岡市土地開発公社の保有土地については、公社の運営のみならず本市の財政運営にも影響を及ぼすことが懸念されていたが、平成18年6月に総務省から公社経営健全化団体の指定を受けたことにより、供用済み土地について地方債措置を活用しながら

3カ年で早期解消する目途がたっていた。

(2) 「Voice of しずおか市民討議会」の開催について（分権推進課）

市民参画手続に実際に参加する市民は、一部の意識ある方に限られ、市民ワークショップの参加者を公募しても人が集まらなかったが、「Voice of しずおか市民討議会」を開催するにあたり、住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上の市民3,000人に参加案内状を送付することにより、普段、意見を言いたくても方法がわからない等の理由で参画する機会がなかった市民の参画を得て「声なき声」を聴くことができ、また、参加者の満足度も非常に高いものとなっていた。

4 意見・要望事項

(1) 富士山静岡空港開港に伴うPR活動について（経営企画課）

海外での「静岡」の認知度は、非常に低いと思われるので、富士山静岡空港の開港に合わせ、本市「静岡」を国内外にPRし、空港を活かした本市への誘客を推進するため、効果的な方策を講じられるよう要望する。

(2) 行財政改革について（分権推進課）

現在、行財政改革に取り組まれているが、各種団体等への補助金をはじめとして事務事業の目的が明確でないものや、公益性が薄れているものがないか、再度精査するなど事務事業の見直しを徹底されるよう要望する。

財政局 財政部

1 監査対象課

債権管理対策課、管財課、公営競技事務所

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、社会保険料収入、土地貸付収入、売店貸付収入の収入事務3件、市税収納支援システム用機器賃貸借業務、静岡庁舎新館清掃業務委託、静岡競輪場高圧受電設備機器細密点検業務委託等の支出事務9件のほか、備品管理事務、金券類等管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、土地貸付収入、建物貸付収入、電話料収入、雑収及び売店貸付収入において、納期を経過した収入未済額があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

3 業務改善実施事項

(1) 辰起町庁用倉庫の効率的な活用について（管財課）

使用されていないスペースを総務課所管の文書庫として所管替えを行い、庁舎内に

ある文書の一部を移動することにより、施設の効率的な使用及び有効利用が図られていた。

(2) 経営の改善について（公営競技事務所）

駐車場借地料について、地権者と見直しの交渉を実施したことにより駐車場借地料約738万円が、従事員の賃金について、労使交渉により約1,327万円が削減され経費の節減が図られていた。

4 意見・要望事項

(1) 静岡市債権管理計画について（債権管理対策課）

近年増加傾向にある滞納債権を縮減し、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることは今後ますます重要となることから、平成19年11月に策定された「静岡市債権管理計画」に盛り込まれた主要施策については、未完了及び未実施のものを含め、今後着実に実施されるよう努められたい。

(2) 公用車のガソリンの節約について（管財課）

ガソリンの節約にあたっては、単に財政問題として捉えるのではなく、環境問題としての温室ガス排出抑制という観点からも、職員への意識の定着を促すようより一層の徹底を要望する。

財政局 税務部

1 監査対象課

課税課

2 監査結果

対象とした事務のうち、雑収の収入事務1件、過年度課税台帳管理システム保守等業務委託等の支出事務3件のほか、備品管理事務、金券類等管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 業務改善実施事項

(1) 市県民税特別徴収当初税額通知書発送事務の施行方法の変更について

繁忙期に複数の職員及び臨時職員で作業実施していた当初税額通知書発送業務について、人材派遣による方法に変更したことにより、監督者1名を除く残りの職員を本来業務に専念させることが可能となり、効率的な業務執行が図られていた。

4 意見・要望事項

(1) 各区役所税務課との連携について

税務部と区役所は、組織機構上命令系統が異なる体制であることから、各区税務課への指導及び調整については、常に連絡を密にするとともに、機能的な連携に努め、公平公正な税務行政を執行するよう要望する。

生活文化局 市民生活部

1 監査対象課

市民生活課、消費生活センター、国際課、蒲原事務所

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、地域振興使用料、計量手数料、雑入等の収入事務6件、路上喫煙対策啓発事業業務委託、静岡市戦没戦災等戦争犠牲者慰霊行事実施業務委託、特定計量器定期検査に係る検査手数料徴収事務委託等の支出事務11件のほか、金券類等管理事務及び備品管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、墓地手数料において、納期を経過した収入未済額があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

また、次に述べる事項については、適切な措置を講じられたい。

<指摘事項>

(1) 静岡南防犯協会補助金について（市民生活課）

平成19年度に交付された当該補助金の事務処理において、実績金額以上の補助金が交付されていたことが判明したので、是正措置を講じられたい。

3 業務改善実施事項

(1) 市民活動促進事業について（市民生活課）

市民活動基本方針及び市民活動の促進に関する条例に基づく、「(仮)市民活動促進基本計画」の策定が求められていた。市民活動促進協議会からの答申、計画案についてパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ「静岡市市民活動促進基本計画～市民都市・静岡市を目指して～」を策定し、計画書1,000部、概要書10,000部を作成し市民への周知を行っていた。

(2) 静岡市国際交流協会の外国人相談事業（多言語による相談事業）の充実について（国際課）

外国人のための生活相談会を、平成19年度までは市が定めた日程で実施していたが、

参加者が少なく事業効率が悪いなどの問題があったため、事業を静岡市国際交流協会に移管し実施するよう見直しをしたことで、相談体制を充実し柔軟な対応が可能となり、外国人の相談者数も大幅に増加していた。

4 意見・要望事項

(1) (仮称) 市民活動センターの運営について (市民生活課)

平成21年10月に開館予定の(仮称)市民活動センターの運営については、指定管理者制度を導入するとのことであるが、施設の設置目的やコンセプト等に沿った運営を行うと共に、地域の自治会や町内会とも十分連携を密にした活動を実施されるよう要望する。

(2) 地域の観光振興について (蒲原事務所)

由比、蒲原地区は、旧東海道五十三次の宿場町であり、桜エビをはじめ、東海道広重美術館、薩埵峠、由比港、ブルーベリー観光農園など豊富な観光資源を有していることを踏まえ、こうした観光資源を積極活用し、都市圏からの観光客を誘致できるよう関係機関、関係課と連携し、地域の観光振興に努められるよう要望する。

生活文化局 文化スポーツ部

1 監査対象課

スポーツ振興課、日本平動物園

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、体育施設使用料、動物園使用料等の収入事務5件、静岡市清水庵原球場清掃業務委託、富士川緑地公園スポーツ広場芝刈等維持管理業務委託、ローラースライダー保守点検業務委託、静岡市スポーツ競技大会出場補助金等の支出事務10件のほか、時間外勤務処理事務、備品管理事務及び金券類等管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、措置を要する事項として指摘し、監査対象課が既に措置を講じた事項は次のとおりである。

<措置済事項>

(1) 時間外勤務処理事務について(スポーツ振興課)

ア 土曜日午後10時から12時までの実績に対し、160/100の欄への記載がされていなかったため、時間外手当の不足分について追給されたい。

イ 非常勤嘱託員の時間外勤務時間実績簿の時間数と勤務時間数の合計が一致しないものがあったので、正しい時間数を記載し、適正な時間外手当の支給をされたい。

【所管課が措置を講じた事項】

ア 指摘に基づき、当該時間外勤務処理事務を見直し、時間外勤務手当の追給を行った。

イ 指摘に基づき、当該時間外勤務処理事務を見直し、時間外勤務手当の返納を行った。

(2) 行政財産の目的外使用料について(スポーツ振興課)

清水庵原球場及び蒲原体育館における屋外自動販売機の設置に係る使用料の徴収については、消費税法第6条別表1の非課税対象であるところ、消費税を課して徴収を行っていたので、使用者に対し消費税分を返還されたい。

【所管課が措置を講じた事項】

指摘に基づき、当該目的外使用料を再計算し、収納済分との差額を使用者に返還した。

3 業務改善実施事項

(1) 清水ナショナルトレーニングセンター広告看板掲出事業について

(スポーツ振興課)

新たな自主財源の確保策として、同センターへの広告看板の掲出について平成19年度に募集要項を制定し、平成20年4月1日から広告看板の掲出を開始したところ、新たに256万円余の収入を得るなど自主財源の確保策が図られていた。

(2) ホッキョクグマの来園について(日本平動物園)

平成19年度に人気動物のホッキョクグマが死亡したことにより、後継の入手が危ぶまれていたが、本年7月、ロシア・レニングラード動物園から譲り受けることができ、「ロッキー」の愛称で人気者となり入園者の増加が図られていた。

4 意見・要望事項

(1) スポーツの振興策について(スポーツ振興課)

市民の健康増進や楽しみとしてのスポーツの振興については、市民及び市体育協会との連携が不可欠であることから、当該団体へのきめ細かい指導や育成にさらに努められるよう要望する。また、市民が使用する施設については、安全管理等の面から委託業務や修繕業務等の検収を確実にを行うとともに、資料の保存整理や関係業者の指導を徹底されたい。

(2) 案内表示等の改善について(日本平動物園)

動物園を楽しんでいただき、新規入園者やリピーターをより増やす為、園内の案内

表示等を工夫し、入園者の見たいという気持ちを駆り立てるような仕掛けをすると共に、分かりやすい順路の表示についても工夫されたい。

環境局 環境創造部

1 監査対象課

環境総務課、環境保全課

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、環境政策使用料、雑収の収入事務2件、旅費、静岡市風力発電施設保守点検業務委託、公共用水域及び地下水常時監視調査業務委託等の支出事務9件のほか、備品管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 業務改善実施事項

(1) 南アルプス世界自然遺産登録推進事業について（環境総務課）

ニホンジカによる高山植物の食害が進み、南アルプスの保全が深刻な状況となっていたため、周辺10市町村で構成する南アルプス世界自然遺産登録推進協議会（会長：静岡市長）が環境省に対し積極的な取組みを要望した結果、静岡市、山梨県南アルプス市、長野県伊那市の3市に、環境省関東地方環境事務所南アルプス自然保護官事務所が設置されるなど、南アルプスの保全活動の強化が図られていた。

(2) 蒲原地区における臭気指数規制の導入について（環境保全課）

新たに蒲原地区にも臭気指数規制を導入した結果、全市が同一の規制値に基づいて臭気指数規制が行われることとなり市民の生活環境の保全が図られていた。

4 意見・要望事項

(1) 風力発電施設の増設について（環境総務課）

環境問題の懸案事項である「地球温暖化対策」には、風力発電、太陽光発電、木材バイオマスなど自然エネルギーの利活用は欠かすことができないものであり、その中でも、風力発電は環境教育のランドマークとして、子どもたちや一般市民に対するアピール度も高く理解も得られるものであると考えるので、本市の環境問題に対する姿勢としても風力発電設備の増設について検討されるよう要望する。

(2) 南アルプスライブカメラについて（環境総務課）

南アルプス世界自然遺産登録推進事業の一環として、ライブカメラの設置が計画されているが、南アルプスの大自然を市民が身近に感じることができ、世界自然遺産登録

に向けて市民の理解を得るためにも、インターネット上での放映や新しくなった静岡駅北口の地下広場に設置されたマルチビジョンでの放映を検討されるよう要望する。

環境局 廃棄物対策部

1 監査対象課

産業廃棄物対策課

2 監査結果

対象とした事務のうち、清掃総務手数料の収入事務 1 件、不法投棄監視用航空写真撮影業務委託等の支出事務 3 件のほか、金券類等管理事務及び備品管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 業務改善実施事項

(1) 山間地等廃棄物不法投棄監視員の拡充について

合併に伴う市域の拡大により、一層の不法投棄等対策が必要となっていたが、平成19年度から、蒲原地区に山間地等廃棄物不法投棄監視員を新たに配置したことにより、同地区における不法投棄の防止と早期発見、廃棄物の早期回収が可能となるなど自然環境の保全に努めていた。

4 意見・要望事項

(1) 産業廃棄物等の不法投棄の監視について

本市は、他都市に比べ多くの山間部を有していることから、清浄な空気、清流、そして四季折々の景観など自然環境に恵まれた都市である。

しかし、こうした自然環境も、一部の心ない者による産業廃棄物や引っ越しゴミ、一般家庭ゴミなどの不法投棄により環境が破壊されてしまうことがあるので、今後も、より一層の監視活動の強化・推進をされるよう要望する。

保健福祉子ども局 福祉部

1 監査対象課

福祉総務課、障害者福祉課、介護保険課、保険年金管理課

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、社会福祉総務使用料、障害者福祉使用料、介護保険料、国民健康保険料、雑収等の収入事務11件、由比町との合併に伴う福祉トータルシステム及び介護保険システム改修業務委託、身体障害者訪問入浴サービス事務業務委託、認知症介護実践者等養成研修業務委託、静岡市保険料納付お知らせセンター運營業務委託等の支出事務12件のほか、備品管理事務、金券類等管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、身体障害者福祉費負担金、知的障害者福祉費負担金、障害者福祉使用料、心身障害者扶養共済収入、介護保険料、国民健康保険料、国民健康保険税、一般被保険者返納金、雑収において、納期を経過した収入未済額があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

また、措置を要する事項として指摘し、監査対象課が既に措置を講じた事項は次のとおりである。

<措置済事項>

- (1) 介護保険制度における認定資料の取扱い事務に係る「静岡市介護保険制度における認定資料の取扱い等に関する要綱」の規定中、「静岡市個人情報保護条例（平成15年静岡市条例第5号）」及び「個人情報保護条例第12条第1項」は、「静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）」及び「個人情報保護条例第16条第1項」に改正されているので、訂正されたい。また、同要綱及び静岡市個人情報保護条例施行規則に基づき各福祉事務所高齢介護課で使用する「自己情報開示請求書（様式第5号）」は、本来使用すべき「保有個人情報開示請求書（様式第3号）」と相違するので各福祉事務所高齢介護課を指導のうえ、適正な事務執行が図られるよう努められたい。

【所管課が措置を講じた事項】

指摘に基づき、「静岡市介護保険制度における認定資料の取扱い等に関する要綱」を訂正するとともに、「自己情報開示請求書（様式第5号）」は、「保有個人情報開示請求書（様式第3号）」に改めて使用するよう各福祉事務所高齢介護課へ通知指導した。

3 業務改善実施事項

- (1) 補助事業の取り扱い窓口の見直しについて（障害者福祉課）

身体障害者運転免許取得費補助事業及び自動車改造費補助事業に係る申請手続きは、各福祉事務所障害者支援課、交付手続きは、障害者福祉課で取り扱っていたため、書類の連絡等に時間を要していたが、交付手続きを含め各福祉事務所障害者支援課で取り扱うことにより、ワンストップサービス及び市民の利便性の向上が図られていた。

- (2) 主治医意見書及び調査票の回収について（介護保険課）

要介護、要支援の認定申請に基づく審査結果を、申請日から30日以内に通知するにあたり、必要となる主治医意見書及び調査票の提出が遅延した場合の督促通知や管理に係る介護保険課と各福祉事務所高齢介護課の区分を見直したことにより、所管の明確化、情報の共有化及び回収期間の短縮化が図られていた。

(3) 静岡市保険料納付お知らせセンターの開設について（保険年金管理課）

現年度分保険料の収納率が低下する中、収納率の向上を図るため、平成20年10月1日から納付お知らせセンターを開設し、未納者に対し早期の納付勧奨に努めていた。

4 意見・要望事項

(1) 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会との業務分担について(福祉総務課)

社会福祉事業は、住民ニーズの複雑、多様化と共にその事務量は増大を辿っている。こうした中、すべての事業を市が実施するのではなく、社会福祉活動を推進することを目的とし、「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動を行っている社会福祉法人静岡市社会福祉協議会と密接な関係を構築し、社会福祉事業について業務を分担することにより、市として新たな福祉サービスを求める市民に対して的確に対応するよう要望する。

(2) 障害者自立支援法の制度改正への対応について（障害者福祉課）

平成18年度に施行した障害者自立支援法について、法施行3年後の制度改正が見込まれている中、早急な対応が求められることから、東京事務所及び国等へ派遣している職員との連絡体制の強化を図り、関連する情報の収集に努めることにより、着実に適正な事務手続きが執られるよう要望する。

(3) 収入未済額の圧縮に向けた柔軟な対応について（保険年金管理課）

年々増加の一途を辿る収入未済額の圧縮について、現在徴収嘱託員制度を採用し取り組んでいるが、嘱託員の増員要求は勿論、他都市の事例等を研究し、コンビニエンスストアでの収納やカード払いの導入、更には徴収事務の民間委託などあらゆる手段を検討し、少しでも収入未済額を圧縮するよう要望する。

建設局 土木部

1 監査対象課

技術監理課、土木管理課、土木事務所

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、社会保険料収入、道路橋りょう総務使用料、河川使用料、土地貸付収入、雑入の収入事務5件、建設発生土中島ストックヤード管理業務委託、

未処理用地等測量業務委託、浜田川堆積土除去及び除草業務委託等の支出事務 9 件のほか、備品管理事務、金券類等管理事務及び前渡資金管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、道路橋りょう総務使用料及び河川使用料において、納期を経過した収入未済額があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

3 業務改善実施事項

(1) 溶融スラグの利用基準について（技術監理課）

平成20年7月に「溶融スラグ入り再生加熱アスファルト混合物に関する取扱基準」を策定したことにより、溶融スラグの取扱基準を明確化するとともに、建設資材としての利用拡大及び資源の再利用を図っていた。

(2) 河川の維持管理について（土木事務所）

河道幅を限定し、川の流速を増大させ、土砂の堆積防止を図り、また、堆積土砂を一部護岸に残すことにより、水生植物の保護と良好な河川環境の形成に努めていた。

4 意見・要望事項

(1) 技術職員の研修及び資格取得について（技術監理課）

技術職員の人材育成について、社会の状況の変化にあわせて常に進化し続けている工法、使用する資材等、最新の情報が的確に収集できる体制を築くとともに、限られた時間の中でも適時適切な研修が実施されるよう要望する。

また、こうした研修の充実とともに、業務を行っていくうえで必要な資格を取得しやすい環境を整備するよう要望する。

(2) 技術指導について（技術監理課）

公共建築物等の設計建設にあたっては、常に設計コンセプトを意識してあらゆる方面へ配慮するとともに、監督員として巡視を頻繁に実施するなど、現場を意識して質の高い行政サービスの提供に取り組まれるよう要望する。

上下水道局 水道部

1 監査対象課

水道建設課、簡易水道課

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、給水使用料、給水装置審査等手数料、雑収益の収入事務 3 件、静岡市簡易水道施設維持管理及び水質試験水採水運搬業務委託、一般国道 1 号外占用基本台帳修正業務委託等の支出事務 6 件のほか、備品管理事務、金券類等管理事

務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、給水使用料において、納期を経過した収入未済額があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

3 業務改善実施事項

(1) 各種通知文の課内供覧について（水道建設課）

各種通知文の課内供覧については、工事監督業務により職場を不在にする技術職員が大半を占めていることから時間を要していたが、庁内ネットワークの回覧機能を利用することにより、文書を收受処理した翌日までには全職員に周知することが可能となり、確認時間の短縮が図られていた。

(2) 水道施設一覧マップの作成について（簡易水道課）

市民からの該当する所在地が、簡易水道或いは上水道等他の区域に該当するかの場合について、資料等の確認に時間を要していたが、平成20年度からそれぞれの区域が一目でわかるマップを作成し、その情報を課内で共有化したことにより、確認時間が短縮され、市民サービスの向上が図られていた。

4 意見・要望事項

(1) 水道施設の耐震化について（水道建設課）

現在管網の耐震化率が11%台となっているが、東海地震発生の逼迫性が懸念される中、重要なライフラインの一つである水道施設の耐震化は喫緊の課題であることから、耐震化率を向上し災害に強い水道施設を目指すよう要望する。

(2) 上水道事業との統合計画について（簡易水道課）

簡易水道においては、水源地からのポンプアップによる配水を考慮すれば相当の施設統合や水源地を小河川から地下水への変更などの施設改善も図れるので、平成21年度末までに策定する簡易水道統合整備計画書については、中山間地の活性化を念頭に置き今後の計画を進められるよう要望する。

上下水道局 下水道部

1 監査対象課

下水道計画課

2 監査結果

対象とした事務のうち、公共下水道事業再評価検討業務委託等の支出事務3件のほか、備品管理事務及び時間外勤務処理事務等を抽出監査した結果、おおむね適正に執行され

ているものと認められた。

3 業務改善実施事項

(1) 設備老朽化判定基準の統一について

設備機器の更新・修理については各浄化センターの判断により実施され、下水道施設全体の状態を統一した視点で捉えていなかったが、アセットマネジメント手法導入検討の中で現状を数値化し、各設備の現況が把握できる点検票を作成したことで施設全体を統一的な基準で評価することが可能となる改善が図られていた。また、それにより設備機器の更新・修理の区分けや優先順位がルール化され、事業の必要性をわかりやすく説明できるようになっていた。

4 意見・要望事項

(1) 下水汚泥の有効活用の推進について

現在、各浄化センターで発生する下水汚泥の一部について、コンクリート舗装などの建設資材に有効活用されているが、策定中の汚泥処理基本計画のなかで新たに下水汚泥燃料化事業計画もあることから、今後も資源循環型社会の形成に寄与できる観点を踏まえ、さまざまな方法で下水汚泥の有効活用の推進に取り組まれるよう要望する。

教育委員会事務局 教育部

1 監査対象課

教職員課、学校教育課、中央図書館、静岡市立高等学校、静岡市立清水商業高等学校

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、学生寮使用料、図書館使用料等の収入事務5件、静岡市立学校教職員定期健康診断業務委託（葵区）、静岡市図書館産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託等の支出事務18件のほか、金券類等管理事務及び備品管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、学生寮使用料、高等学校管理使用料において、納期を経過した収入未済額があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

また、措置を要する事項として指摘し、監査対象課が既に措置を講じた事項は次のとおりである。

<措置済事項>

(1) 管外旅費の日当について（教職員課）

管外旅費における日当の額については、静岡市職員等の旅費に関する条例（以下「条例という。」）第16条において、また、旅費の調整については、条例第35条及び静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第12条において規定されているが、この条例及び規則の規定に基づいた日当の支給がなされていなかったため、該当する管外旅費 4 件について追給をされたい。

【所管課が措置を講じた事項】

指摘に基づき、該当する管外旅費 4 件について、追給処理を行った。

3 業務改善実施事項

(1) 教員採用選考試験について（教職員課）

これまで、面接官等の評価者に対し、受験者の氏名等の直接選考に関係のない情報を与えていたが、試験時及び採点時には受験者の個人名を伏せ、また、選考時には、個人名に加え受験番号も伏せるなど、採用選考における公平性及び公正性の確保が図られていた。

(2) スクールカウンセリング事業について（学校教育課）

児童生徒の不登校、問題行動等に対応するため、スクールカウンセラーの派遣時間数増加の要望に対し、児童数600人以上の小学校については、これまでの月 4 時間を月 8 時間とするとともに、カウンセラーに臨床心理士の資格を有している者を 3 人増員し、資質面の向上と組織的に取り組む支援体制の充実が図られていた。

(3) 図書館電算システムの統一について（中央図書館）

これまで別々の旧市町の図書館システムを利用して窓口管理、資料管理、統計作成等の業務を行っていたが、新システムにより全ての業務を一本化した結果、業務の効率化、利用者の利便性の向上及び図書館資料の有効活用が図られていた。

4 意見・要望事項

(1) 個人情報の漏えい防止について（教育部）

個人情報の管理については、常々注意喚起を行ってきたところであるが、個人情報の外部持ち出しによる事故が後を絶たない状況にある。これは、職員個々の個人情報管理に対する意識の希薄によるものであると言わざるを得ない。今後は、個人情報の外部持ち出しを原則禁止とするなど対策を十分検討し、教育部全体として厳しい姿勢で臨まれるよう要望する。

(2) 地域社会との連携について（学校教育課）

子どもへの教育は、学力水準を上げる教育と豊かな人間性を醸成する心の教育との両面の教育が必要と言われているが、学校側としても、教職員の育成はもとより地域社会との連携強化を図ることも大切であると考えるので、今後は、町内会の会合等で学校の現状や課題等の情報交換を行うなど積極的に地域との繋がりを深められるよう要

望する。

(3) 図書館について（中央図書館）

携帯電話等モバイルの発達により活字離れが進む現代社会にあって、図書館の果たす役割は大変重要であると考えるので、より親しみやすい図書館とするため、地域に適した各種イベントや講座の開催、図書館施設の開放等により利用者の増加に努められるよう要望する。